



*2024年 9月 (第2版)
2016年11月 (第1版)

届出番号 13B1X00062SPC007

機械器具 51 医療用嘴管及び体液誘導管
一般医療機器 送水吸引チューブ (JMDN : 70355000)

メドライン イリゲーションチューブ

再使用禁止

【禁忌・禁止】

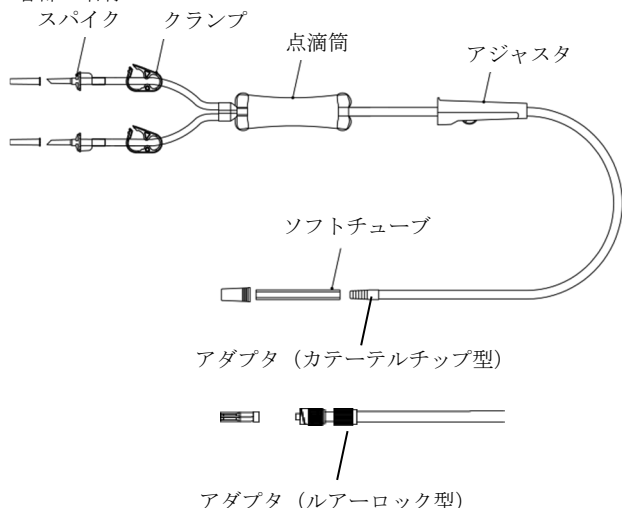
1. 再使用禁止
2. 再滅菌禁止

【形状・構造及び原理等】

1. 形状

本品は、形状の違いにより1リード型、2リード型、4リード型の3種類がある。

<各部の名称>



* 2. 原材料

チューブ：ポリ塩化ビニル

【使用目的又は効果】

本品は、送水装置と内視鏡又は内視鏡処置用具等との接続に用いる柔軟性のあるチューブである。

【使用方法等】

1. 滅菌包装より無菌的に取り出す。
2. 灌流液容器等を、スタンド等に吊り下げる。
3. クランプ、アジャスタを閉じ、キャップを外してからスパイクを灌流液容器等の所定の位置に突き刺す。
4. クランプを完全に開放したあと、アジャスタを開放しながら灌流液をチューブ内に流入させ、チューブ内の空気を徐々に抜く。
5. チューブ内が完全に脱気されたのを確認後、アジャスタを閉じてチューブ末端を内視鏡または関節鏡に接続する。
6. 点滴筒を握り、筒内の液量を適正な位置に設定する。
7. アジャスタで適正な流量を調整する。
8. 1リード型を使用する際は、灌流液容器等が空になる前に新しい容器に取り換える。2リードまたは4リード型を使用する際は、使用中の灌流液容器等が空になる前に使用前のクランプを開放し、空になった容器等のクランプを閉じる。
9. 使用後は、取り扱いに注意し、各病院のプロトコルに従って廃棄する。

<使用方法に関連する使用上の注意>

1. クランプの開閉操作は確実に行うこと。
2. 点滴筒を空にしたり、傾けたりしないこと[空気が混入し、灌流液が流れにくくなる可能性があるため]。
3. 使用時に、コネクタ部が送水装置と内視鏡等と確実に接続され、漏れが無いことを確認すること。
4. スパイクは灌流液容器の所定の位置に垂直に突き刺すこと[灌流液容器が破ける可能性があるため]。

【使用上の注意】

<重要な基本的注意>

1. 使用前に、外観上の損傷、汚れや動作不良がないことを確認すること。
2. 器具の変形や改造を行わないこと。
3. 本品を点滴等、使用目的以外の用途に使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

保管の条件：水濡れに注意し、直射日光、紫外線、熱源、X線、高温多湿を避けて保管すること。

有効期間：本品の使用期限は包装に記載。[自己認証(自社データ)による]

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：

メドライン・ジャパン合同会社

電話 (03) 5842-8800